

技能検定実技試験 手数料

受検者の区分	手数料の額
(ア) 3級を受検する者で次のいずれかに該当する者 ① 公共職業能力開発施設の訓練生(短期課程の訓練生を除く) ② 職業能力開発総合大学校の訓練生(短期課程の訓練生を除く) ③ 学校教育法に規定する高等学校, 中等教育学校(後期課程に限る), 大学, 短期大学, 高等専門学校, 専修学校又は各種学校に在学する者等	12,100円
(イ) 2級又は3級を受検する者であって, 令和5年4月1日現在で25歳未満の雇用保険被保険者(出入国管理及び難民認定法別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者を除く)	9,200円
(ウ) 3級を受検する者であって, 令和5年4月1日現在で25歳未満の雇用保険被保険者である在校生(出入国管理及び難民認定法別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者を除く)	3,100円